○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	三島市塚原新田字南原二一八番九から同市谷田字亀ケ窪山二二三三番一まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十八日十五時

○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区羽鳥一丁目七〇三番七から同市葵区牧ヶ谷二一四八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十日十五時

○近畿地方整備局告示第六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の名称
一般財団法人福井県建築住宅センター
二　住所
福井市御幸三丁目十番十五号
三　代表者氏名
理事長　五十嵐穣治
四　登録年月日
平成二十四年十二月二十五日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人福井県建築住宅センター　福井市御幸三丁目十番十五号

○近畿地方整備局告示第七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年一月十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
アール・イー・ジャパン株式会社　大阪府守口市本町二丁目五番八号
二　変更する年月日
平成二十五年一月一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
本社　大阪府守口市本町二丁目五番八号
京都支店　京都市下京区東塩小路高倉町二番一号

○近畿地方整備局告示第八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　3
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社京都確認検査機構
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	伊藤　理美

(2)　変更年月日
平成二十四年十二月二十五日

○近畿地方整備局告示第九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　12
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認検査機構アネックス
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	大北　平、若林　円

(2)　変更年月日
平成二十五年一月一日

○近畿地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺字東畠田二一六番一から同町大字妙寺字畑ノ脇一四八番一まで	前	一二・七〇～一九・四〇（メートル）	〇・三〇八（キロメートル）
	後	九・五〇～一九・四〇（メートル）	〇・三〇八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所